

## 令和2年第7回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月17日(金) 開会 午後 2時22分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

8番 中村 亨 9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江

11番 吉川光彦

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 細渕汎子 8番 中村 亨

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定  
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

吉田竹雄 岩田 茂 中村義男

田嶋正明 平塚尚吾 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主幹 河西 多郎

主任 高山 大樹

9. その他の出席者

環境経済部長 長谷川 功

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第7回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は法師推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、細渕汎子委員、8番、中村亨委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

### ○農業委員6番(久保田 勝君)

6番、久保田勝です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、○○○○○○—〇—〇、○○○○〇、○○○○○○(株)。譲渡人、○○○○○○—〇、〇〇、○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田車道南○○〇—〇、畑、606平方メートル。申請理由、受人は、○○○○○○○○〇〇〇〇を営んでいるが、敷地内が手狭であることから、隣接地へ従業員用の駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場(敷地拡張)。

理由書が上がっていますので、抜粋して読み上げます。

弊社は、○○○○年代に○○○○○○○○○○番地に弊社の前身である○○○○として工場を設立し、○○○○年、〇〇工場を○○○○○○〇〇に移転分社化するとともに、当該地を○○○○○○○○〇〇〇〇営業所に改め、○○○○として転用し、現在の〇〇を扱う商売形態とな

り、幾つかの吸収合併を経て、現在の〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇支店として営業しております。

弊社は、〇〇を商品として扱う〇〇〇〇であるため、様々な〇〇〇〇〇〇を在庫するとともに、受注後スピーディーに安定供給できる体制が最も重要であります。近年は、得意先の増加とともに、荷の扱い量が増加し、加えてインターネットを介した様々な発注方法に対応した小まめな商品発送体制の強化に取り組んでいることから、商材の保管や発送の現場である支店や営業所の整備は、会社として大きな課題であります。

メーカーから〇〇〇〇〇の納入には、大型15トントラックやトレーラーが使用され、取引先顧客の中型及び大型車両は1日平均約40台来場します。これらの車両が敷地内へ入退場する際、待機場所や旋回場所等広いスペースが必要であります。

現在、このような商品の搬出入に当たって、待機場所や旋回場所を一部従業員駐車場と兼用している状態です。

兼用している従業員駐車場をほかの場所に移動できないか検討したところ、近隣にて駐車可能な場所を探しましたが、農地以外で駐車可能な土地は既に利用されており、条件に合致した土地は存在しません。

そこで、弊社敷地に隣接している申請地に駐車場を設置することについて、土地所有者に打診したところ、承諾が得られたことから今回の申請に至りました。

敷地を駐車場として利用するに当たり、隣接する農地との境界には、コンクリートブロックにて土留めを施し、雨水の流出防止に努めます。また、敷地内は砂利敷きとして、雨水浸透トレンチを設置し、雨水の敷地内浸透に努めます。

7月13日に現地を確認してまいりました。申請地は、県立入間わかさ高等特別支援学校の少し西側になります。西側は既存敷地で、南側は住宅、東側と北側が農地になります。

理由書にもありましたが、雨水の敷地内浸透に努めること、または隣接する農地3筆の農地所有者及び耕作者の同意書も添付されてあります。5月15日付で農用地区域から除外されており、これであれば、転用しても付近の農地に影響は少なく、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願い

します。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

7月の13日に現地を確認してまいりました。特に問題はないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの第1号の1番については、○○○○○○○○○○を営む譲受人が、隣地へ駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内にあったため、令和元年11月の農業委員会において農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、意見なしと市へ回答いたしました。その後、令和2年5月15日付で農用地区域から除外されております。都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条、許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、造成費等については、○○○○○○で賄う計画となっており、○○○○○が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。そのほか、一般基準についても、全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら、お願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当5番、齋木雅美委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(齋木雅美君)

5番、齋木です。2番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、(有)〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇—〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇ほか1名。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。下藤沢下原〇〇〇—〇、畑、200。同じく〇〇〇—〇、畑、215。計415平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、敷地内が手狭であることから、隣接地へ業務用並びに従業員用の駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書がございますので、読み上げさせていただきます。

理由書。今般、農地法第5条第1項の規程による許可申請書に記載の土地に駐車場を設置したく申請します。

現在、弊社は申請地の隣接地を事務所として〇〇〇を経営しております。

弊社が現在の場所に移転してから今年で約10年経ちますが、業績も順調に伸びております。今後もさらなる事業の拡大も視野に入れており、これまでも市内をはじめ首都圏エリアでの多くの現場がありましたが、さらに広域での仕事が増えていくことが予測されます。

遠方での作業の際には、同業者より多数の応援を得て業務を行ってきましたが、現場には十分な駐車場がないことが多く、弊社の駐車場にも限りがあるため、朝に集合して、乗り合わせて移動することも難しい状況です。

やむを得ず電車やタクシーで移動するケースも増えてきており、今後の事業拡大に向けて駐車場の拡張が重要な課題となってきました。

弊社では、現在2台分しか駐車場がなく、応援を頼む場合や来客用の駐車場が確保できておりません。

この状況を一刻も早く改善するには、近隣に新たな駐車場を設置することが最善であると考え、駐車場設置計画を立てることになりました。

駐車場を設置するに当たり、申請地の土地の耕作者と10年ほど良好な近所付き合いをしてまいりましたので、耕作していない土地があれば譲渡してほしいと相談したところ、すんなりと承諾を得ることができ、申請地として選定いたしました。

申請地は、周辺農地への影響も少なく、弊社にも隣接していることから、駐車場として利用するには最適であると考えております。

以上のことをご理解いただき、処理していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ということで、先日平塚推進委員と現地確認をしてまいりました。案内図を御覧になっていただきたいのですが、申請地は霜原ゴルフ練習場の東側で、北側は市道、東西が住宅が建っております。南側の畑は、ほぼが家庭菜園でありまして、会社の西側に隣接して駐車場を増設するため転用したもので、農地との境に土留めブロック等を設置し、敷地内は碎石敷きであることから、雨水や土砂の流出はなく、農地への影響も少ないと思われま。特に問題ないと思われまますが、どうぞよろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、平塚尚吾委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

7月13日の日に齋木委員と現地を確認しに伺いまして、問題等ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの第1号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が隣地へ駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況等から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費については、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても、全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら、お願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございました。全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。



次に、3番を議題といたします。

担当1番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員1番（加藤敏夫君）

1番、加藤です。議案第1号、3番についてご説明いたします。

譲受人、○○○○○○○○—○○、○○○、○○○○（株）。譲渡人、○○○○○、○○、○○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。野田宮ノ后○○○  
○、地目、畑、面積、1, 0 1 7 平米。申請理由、受人は、○○○○○○○○○を営んでいるが、申請地へ業務用並びに近隣住民のための駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

理由書。当社は、○○○○○○○○番地の○○で○○○○○○・○○○○○○○○  
並びに○○○○○○○○をしております。

今般、○○○○○○○○番の○の社有地（現在、月極駐車場）の市道を挟んで隣接土地、同所○○○○番、畑、1, 0 1 7 平米、土地所有者、○○○○○○○○○  
○、○○○○○様からの相談を受け、○○様が高齢者で畑の管理ができず、現在ほぼ休耕地状態であり、また農業に携わっている家族もおらず、畑を継続することが難しいため、この土地を手放したいとのことですので、当社で現駐車場の増設地として購入を望んでいます。

計画では、当該地に駐車台数22台を設け、出入りについては接道が未供用道路で車両の通行が困難なため、現駐車場内に当該地用の出入り通路部分を設け、現駐車利用車両9台のうち3台は現駐車場内に確保し、6台を移動し、並びに社屋地内の駐車場も社員の通勤車が増え、手狭になっている状態で、営業車両の駐車移動の必要性が生じているので、営業車両6台の駐車を予定しています。

また、近隣の住民、店舗来客、事業所通勤の新規利用者もおり、貸駐車場利用予定者一覧の記載の方、10台の駐車予定があります。

以上の計画による駐車台数確保の必要性もありますので、当該地を転用のため、農地の権利を移転したく、農地法第5条第1項の規定により、許可を申請いたします。何とぞよろしくご願ひいたします。令和2年7月8日、○○○○○○○○○の○○、○○○○株式会社、代表取締役、○○○○ということです。

現地なのですけれども、14日に推進委員の宮岡さんと一応見てまいりました。地図のほうを、3枚目ですけれども、見ていただければわかると思うのですけれども、野田の県営住

宅宮ノ森団地というのがありまして、その道を挟んだ北側になっております。入り口は既存の駐車場になっておりまして、その北側はずっと細長く現地であります。

作付してある農地はありませんで、東側に洗車場がありまして、西側に家庭菜園の畑が少しあります。したがって、農業に関しての問題はないように思われます。

何とぞご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡推進委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいまの加藤委員のご説明のとおりでございます。特段問題ないかと思しますので、よろしくご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の3番については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況等から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費に



○を営んでおります。

今回親会社である○○○○○○○（株）が○○○○○に、業務拡張に伴い新設工場の進出を図り、現在建設中であります。

弊社は、○○○○○○○（株）との取引が○○○を超える重要取引先でありますので、近隣に駐車場用地・○○○○○○○の材料置場として活用できる土地を探し、万全を期するようにと考えておりました。

そんな折、隣地の土地所有者に相談したところ、快く承諾していただいたので、購入させていただくこととなりました。

本件土地を選定した理由は、希望した土地の広さもあり、また飯能狭山線バイパスや圏央道狭山日高インターにも近いので、効率よく利用できることと、○○○の本工場の隣接地であることが重要視されました。

また、既存の駐車場及び製品の材料となる鉄骨の置場として、本工場の反対側を借地利用させていただいておりました。ですが、○○○○○○○（株）が○○○に新設工場を着手した際に、賃貸借契約を解除しております。理由は、道路反対側で鉄骨の移動に経費と危険が伴うことであります。

今後の○○○○○での活用方法は、西側公道からの出入りもできるので、危険度もなくなり、利便性が高くなります。

私どもにとって本件土地以外に条件を満たすものはないと判断いたしました。

今後は近隣の方々にもご迷惑をおかけしないように、周りをフェンスなどで囲い、安全利用することをお約束いたします。

資材置場及び駐車場用地として、農地法第5条の許可取得ができますよう、よろしく願いいたします。

令和2年6月30日、申請者、住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○  
○株式会社、代表取締役、○○○○。

先ほどの現地の案内の地図を見てもらうとわかりますけれども、14日に宮岡推進委員とこの土地のほうも見てまいりました。5月でしたか、○○○○○の工場の件で事案が出ていまして、そのすぐ西側になります。場所は、新光の公会堂の南西になりますけれども、この○○○○○、今現在工場を建設中で、そのすぐ西側ということで、周りの農地に関しては、前側に水路がありまして、水路の南側に広い畑がありますけれども、それはこの○○○さん

の自分の土地となっております。北側は住宅地と少し林があるということで、周りの農地に対しては別段影響ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光推進委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいまの加藤委員の説明のとおりでございます。特段問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの第1号の4番については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、資材置場と駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、造成費等については、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、

許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら、お願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、1番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(久保田 勝君)

6番、久保田勝です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇—〇—〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田4丁目〇〇—〇、畑、773平方メートル。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年8月1日から令和3年7月31日、なし、なし。摘要、更新です。

7月13日に現地確認と電話で話を伺いました。〇〇さんのお宅は、野菜栽培を主体とした専業農家で、〇〇さん〇〇歳、〇〇〇〇〇歳で農業に励んでおります。農機具についても、耕耘機、トラクター、軽トラック各1台とそろっております。販売は、農協、直売所、市内のスーパーへ出荷されており、申請地は耕されていて、今年は大根等を作付けする予定であります。

意欲等もあるので、利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださ

るようお願いをいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

7月の13日に現地を確認してまいりました。特に問題はないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

久保田委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は17アールあり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（久保田 勝君）

6番、久保田勝です。2番についてご説明申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。西三ツ木東武蔵野〇〇〇、畑、1, 019、同じく〇〇〇の一部、畑、2, 232のうち985、計2, 004平方メートル。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年8月1日から令和5年7月31日、なし、なし。摘要、更新です。

7月13日に現地確認と〇〇さんから話を伺ってまいりました。〇〇〇さん〇〇歳、〇〇のお宅は、〇〇〇を中心に野菜栽培を主体とした専業農家で、〇〇〇〇歳、〇〇〇も、時間のあるときには手伝い、農業に励んでおります。農機具についても、耕運機3台、トラクター2台、軽トラック2台、草刈り機2台、動噴1台と必要なものは一式そろっています。販売は、農協、直売所、大樹直売所、また無人販売です。申請地は、今は植付けはされていませんでしたが、耕された状態で、今年はネギ、マクワウリを作付けする予定であります。

意欲等もあり、利用権の設定に問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

現地を確認いたしました。特に問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の2番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。



久保田委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は117アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

報告事項に移ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については13件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 3時06分